

令和2年12月21日

保護者 様

長崎市立外海黒崎小学校
校長 原田 和幸

新型コロナウイルス感染症防止のための取組（お願い）
と出席停止の取り扱い（変更）について

平素から本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ取組に対し、適切な対応をしていただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、長崎県内では、連日新規感染者が報告され、長崎市内及び近隣市町におきましても、多くの感染者が確認されている状況です。児童及び保護者の皆様におかれましては、これまで同様に、発熱等の症状がある場合は、早めに十分な休養をとるとともに、医療機関へご相談ください。

なお、今後の感染拡大を防ぎ、子どもたちの安心・安全を守るためにも、正確な情報を把握し対応する必要があることから、今後、下記の状況に該当される場合は、学校まで速やかに連絡をお願いします。

ところで、通知表の「欠席のようす」欄に「出席停止日数」という項目があります。これは元々出席・欠席日数のいずれにも入れない日のことで、学校保健安全法や学校教育法にかかる理由で子どもが学校に行けない日のことです。新型コロナウイルス感染症に関して本校では、37.5度以上の発熱があった場合、出席停止扱いとしていました。しかし、今回、教育委員会から発熱等の風邪症状がある子どもや不安による休みの子どもを出席停止扱いにする旨の通知があり、本校でも12月21日より、それに基づいた対応をしていきます。（参考までに、「出席停止等の取り扱いについて」の表をご参照ください。）

急な変更で戸惑われることと存じますが、ご理解とご協力の程、お願いします。

記

- 同居されているご家族及び児童本人が濃厚接触者と判断された場合
- 同居されているご家族及び児童本人が、医師の判断で PCR 検査等を受けられることになった場合（検査結果についても、判明次第連絡願います。）
- 同居されているご家族及び児童本人の感染が確認された場合

平日や学校が空いている時間帯は、直接学校まで連絡願います。

外海黒崎小学校 Tel 0959-25-0008

週休日や夜間等緊急時は、以下の電話へご一報願います。

教頭 Tel 090-5290-8570

(参考) 出席停止等の取扱いについて

	<p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・(レベル2や3の地域において)同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
<p>指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの</p>	<p>「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合